

運輸安全マネジメントの取り組み

【H18.10月改正 / 自動車運送関係法（道路運送法および貨物自動車運送事業法・同輸送安全規則）における「運輸安全マネジメント」に関わる掲示】

【令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）】

令和3年4月1日 瀧の川運輸株式会社

代表取締役 瀧川 光明

●事故防止のための安全基本方針

- ① 社長は、輸送に於ける安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たす。また現場に於ける安全に対する声を真摯に受け止め現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- ② 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実行し安全対策の見直しを不断に行う。全社員が一丸となって業務を遂行し絶えず輸送の安全性向上に努める。
- ③ 社員の健康が安全な輸送に繋がるという認識を持ち、健康診断及び、産業医による個別保健指導等により健康管理を徹底する。

●社内への周知方法

- ・ 事務所、休憩室に掲示。運行前点呼時に指示し、安全基本方針を記載した印刷物を携行させる。
- ・ 年間計画による、全社員を対象とした安全会議、指導教育の場を定期的で開催する。

●安全方針にもとづく目標

- ・ 重大な交通事故0（ゼロ）の継続。
- ・ 不安全行動による労働災害事故を0（ゼロ）にする。
- ・ 貨物自動車運送事業者が事業用の運転者に対して行う指導及び監督 100%実施の継続。
※ 道路交通法の一部を改正する法律（平成27年 法律第40号）施行日 平成29年3月12日
- ・ 運転者の健康起因事故0（ゼロ）の継続。
- ・ 安全運転・安全作業他、安全に関する予算の計上。

●目標達成のための計画

- ・ 交通事故0（ゼロ）の継続に向けた安全運転指導。
- ・ 日常点検の必要性と点検方法の指導。
- ・ 月に一回以上、現場のパトロールの実施
- ・ 健康診断100%の受診、健康診断結果より産業医による健康指導、メンタルヘルスケアを行う。
- ・ 特殊車両における、作業手順の遵守・確実な固縛の徹底。

●安全に関する情報交換方法

- ・ 社長以下管理職は従業員と安全に関する意見交換を定期的に行い、安全意識の向上に努めます。
- ・ 輸送の安全確保に関する問題を定期ミーティングで話し合い情報交換を行う。

●安全に関する反省事項

- ・ 慣れからくる手抜き作業があった。
- ・ 積み荷の荷崩れ事故があった。
- ・ 全ドライバーに外部の安全運転講習会を受講させることができなかった。

●反省事項に対する改善方法

- ・ 作業手順の遵守・積み荷の固縛手順書の必読と確実な固縛作業
- ・ 積極的に外部の安全運転講習会を受講する。できなかったドライバーは、後日フォローアップを行う
- ・ 安全パトロールを行い、注意指導を密に行う。

●安全に関する目標達成状況

令和2年度目標	結果	備考
重大交通事故0（ゼロ）の継続	0件	目標達成 資料別紙
ドライブレコーダーの保存画像を使用した交通安全指導	運用中 検証継続中	目標達成 資料別紙
貨物自動車運送事業者が事業用の運転者に対して行う指導及び監督の100%の実施	100%の実施	目標達成 資料別紙
運転者の健康起因事故0（ゼロ）の継続	0件	目標達成
デジタルタコグラフ装着の継続。 パルスオキシメーターの使用	デジタルタコグラフ3台装着 運用中	デジタルタコグラフ3台装着 運用中 目標達成 パルスオキシメーター点呼時に運用 資料別紙

●自動車事故報告規則に規定する事故に関する情報

令和2年度実績	事故発生 件数	0件	※自動車事故報告規則（H15.9.26改正国土交通省令第95号）第2条に定められた自動車事故（車両の転覆・転落・火災の発生、死者・重傷者・踏切事故の発生、積載物の飛散・漏えい、運転者の疾病による運行停止、制動装置・かじ取装置・車軸等の故障による運行停止など）
	事故の種類	—	
	衝突の状態	—	
	行政処分等	なし	

【H18.10月改正 / 自動車運送関係法（道路運送法および貨物自動車運送事業法・同輸送安全規則）における「運輸安全マネジメント」に関わる掲示】